

香川県条例第27号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～409 略				1～409 略			
410 家畜 保健衛生 所手数料	診療その他の行為	略		410 家畜 保健衛生 所手数料	<u>初診</u> <u>初診以外の診療その 他の行為</u>	<u>1件</u> 1件	<u>1,500円</u> 農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第117条第1項の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数に、10円を乗じて得た額
411～419 略				411～419 略			
420 家畜 検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規			420 家畜 検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規		

	定による家畜の検査 (同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	
	<u>ブルセラ症検査</u>	略
	<u>結核検査</u>	略
	略	
	<u>ピロプラズマ症検査</u>	略
	略	
	<u>家きんサルモネラ症検査</u>	略
	略	
421・422 略		
423 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料	家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家畜の検査(同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書	略
424~598 略		

	定による家畜の検査 (同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)		
	<u>ブルセラ病検査</u>	1頭1回	400円
	<u>結核病検査</u>	1頭1回	360円
	略		
	<u>ピロプラズマ病検査</u>	1頭1回	290円
	略		
	<u>家きんサルモネラ感染症検査</u>	1羽1回	30円
	略		
421・422 略			
423 家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料	家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による家畜の検査(同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書	1件	210円
424~598 略			

備考
略

備考
略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部423の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。